

午後1時2分 開議

議長（成田政彦君） ただいまから平成15年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 大森和夫君、5番 前田千代子君の両君を指名いたします。

会議に入るに先立ちまして、私から一言おわびを申し上げます。

本日は午前10時から本会議を継続する予定とさせていただいておりましたが、先ほどの議会運営委員会にも御報告申し上げましたが、本日上程予定をいたしております議案について私に対して申し出があり、私の処理として本会議開催がおくれましたことを本席をおかりして深くおわびを申し上げます。

次に、日程第2……（真砂 満君「議事進行」と呼ぶ）真砂議員。

21番（真砂 満君） ただいま議長の方から、きょうの開会についての御説明がございました。今、正式なコメントだろうというふうに理解をいたしておりますけれども、私は1人会派でありまして、金曜日の夜、5時前だったと思いますが、議長の宣告どおり月曜日の午前10時に本会議が開催されるものだというふうに思っておりました。当然、準備をいたしておりました。

マイク放送の方から若干おくれますという説明があり、その後1時まで休憩ということの御案内でございました。それ以来、今議長の方からその説明を聞くまで、この間の説明は一切ございません。そういった議会運営で本当にいいのかどうかですね。改めて反省をしていただきたいというふうに思います。

とりもなおさず、議会運営委員会がきょうも入れて8日間の会期日程を決定してるわけですから、みずからが決めた会期並びにいろんな会議規則等もそうでしょうが、自分らが決めてるわけですから、それをきちっと守っていく、そのためにも議

長がそういった議事運営をしていただくと、そのことが基本だろうというふうに思いますし、そのことから逸脱しないようにひとつよろしくお願いをしたいと。議長の見解を求めたいと思います。

議長（成田政彦君） 私も公正に、そして議事日程に沿ってきちっとやりたいと思っています。

以上です。真砂議員。

21番（真砂 満君） 今会期中も資料の関係とかいろいろありましたけれども、議長の運営の件に関しても、休憩が何回かある。私の記憶では3度あったと思うんですが、いずれにしても、決めた会期中で2度、3度そういった時間が経過をするということになれば、当然議事日程の方にも影響してくるわけです。

議会がそんなふうに休憩をすれば、それぞれにやっぱり私は責任が生じてくるというふうに思うんです。それは決して私は議長の責任だというふうには言いませんけれども、それぞれがその確認をやっぱりしていかなければいけないというふうに思ってます。

今回、今議会でもイオンや信樽線の問題で市民の多くの皆さんが注目をしている議会でもあります。そういった意味では、傍聴の関係者もたくさんおられるわけですから、そんなこともやはり我々として考えていかなければいけないというふうに思ってますし、議長、今御答弁いただきましたけれども、猛省を促したいというふうに思います。

議長（成田政彦君） わかりました。

次に、日程第2、議案第4号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書111ページをお開き願います。住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成15年8月25日から施行され、住民基本台帳カードによる

第2次サービスが開始されることに伴い、同日から当該カードの交付等に係る手数料を徴収するに当たり、関係条例において所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものであります。

議案書113ページをお開き願います。改正の内容であります。手数料の項目及びその額について規定する第2条の表中において、住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料として、それぞれ500円を徴収する旨の規定を新たに加えるものであります。

なお、附則第2項につきましては、さきに御承認いただきました泉南市手数料条例の一部を改正する条例との調整を図る関係上、当該条例の改正規定の一部を改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） まず、お聞きしたいのは、住民基本台帳カードというものがどういうものであるのか。それと、これにかかわって、これが住基ネットと関係するものだと思うんですけども、住基ネットというのはもう皆さん御存じのように、個人の情報が漏れないか、そういう心配もずっといろんなところで議論されて、実際接続してない自治体もたくさんあると思います。その辺の兼ね合い、個人情報の保護との兼ね合い、その点で説明していただけますか。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から御説明させていただきます。

住基カードというのはどのようなものかということでございますけれども、これは形的には、外形的には、運転免許証のような形でございます。二重ありまして、写真がついているもの、ついていないものがございます。

その中に入れるものでございますけれども、当然住基ネットに出てくる4情報、これらを入れていきます。そのような形のもので、市民証にかわっていくようなものですね。泉南市でいいますと市民証の形で泉南市が認証しておりますから、そ

うような形になっていくというふうなカードでございますので、よろしく願います。

あと、その住基カードをつくりまして、空きスペースを利用して、現在考えておりますような電子自治体とか電子政府とか、そういうふうな形のものにこれから先展開されていくカードであると、このような御理解をいただけたらいいかなというふうに思っております。

それから、個人情報、住基ネットの絡みでございますけれども、この件につきましては、昨年のおきからも住基ネットは活動しております。入っておる情報といいますのは、先ほど言いました4情報でございます。

これらの情報につきましては、まず1点目としては、どんな方でも申請すればこれは閲覧できる情報である、その部分しか実際のところ入っておりません。それから、これらのものをその住基ネットの中から引き出すときには、当然今法律でいるんな形で定められております。ですから、そのような法で定められた種類にしか作業ができないというふうな形になっております。

個人個人、またその引き出す人間においても、そういうふうな法的なものが課せられておりますので、その辺のところから独自に個人情報が出せるとか、そういうふうなことは今のシステムの中からは考えられない、このように思っておりますので、よろしく願います。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 長野県でもこれをどうしようかということが議論されていたり、実際数自治体で個人情報が十分守られないということで、接続を切つてるところがあるんですね。そういう意味で市長にお聞きしたいんですけども、これはもう市長の判断だと思うんで、この基本カードによって個人情報が漏れるような心配がないのか、その辺の危惧されてる部分がないのか、その点お答え願いたいのと、あと市民の反応ですよね。住基ネットが昨年9月からですか、稼働始めて、市民の中でこれに対する反対の動きとか、懸念する声などがなかったかどうか、その点もお答え願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住民基本台帳ネットワークについては、昨年の8月に1次稼働いたしまして、そのときにもいろんな議論があったというふうに思います。特に、そのセキュリティーの問題で一番いろいろ心配じゃないかという御指摘が、これは全国的にそういう話がありました。

これについては、さまざまな防止策を講じた中で運用するという御答弁をさしていただきまして、本市におきましても、取扱者については限定する、またパスワードを使って、それで一定そのパスワードがないとその部屋そのものにも入れないと、こういうようなシステムにいたしております、ほぼ1年間経過したんですけれども、そういう御心配については、今のところ1件もないということでございます。

したがって、ことしの8月にまた2次稼働いたしますけれども、これはやはり将来の電子市役所あるいは電子政府とか、そういういろんなこれからの情報化時代に対応した1つのシステムでございますんで、これはやはりきっちりとそれに参画をして、そして市民の皆さんの利益につなげていくということが私どもの責務だというふうに考えております。もちろん、セキュリティーについては今後とも十分留意しながら対応していきたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（梶本敏秀君） 大森議員の御質問でございますけれども、長野県の例をとらえられましてお話しされたかなというふうに思います。長野県では、そこの審議会がございまして、その中で安全面、そういうふうな情報が外部に漏れるというふうな理由でもって住基ネットから離脱すべきだという中間報告がなされてるということでございます。

ただ、この辺のことにつきましては、見解的にはいろんな見解あるんですけども、我々先ほどお話しさしていただきましたとおり、住基ネットに入ってる情報といいますのは、先ほど言いました4情報 名前、性別、年齢、住所ですね。この4情報とコードの名前がありますけれど、これらが実際は入ってるわけでございます。

ですから、これらの情報につきましては、今先

ほど言いましたように、いろんな方が申請さえしていただければ閲覧できる情報である。ですから、その部分しか入っていない、ネット上には載っていないということでございます。それが仮に載ってるということで、現在はいろんな年金とかいう形の現況届の省略とか、そういうことがもうこの1年間で既に進んでおります。

もし、これに載らないというふうな形になりますと、逆に個人さんの方に現況届がずっと届いてまいります。そのたびに市役所へ行って、そこで現況届を証明してもらって、また送り返すというふうな手続が出てまいりますので、ここを離脱するという形になりますと、相当そこの地域の方々には御不便がかかるのではないんか、そのような形で考えております。

それから、もう1点、市民の方のそれに対する反応でございますけど、実際のところは昨年稼働してございまして、その辺のところでは端的なその反対の例はございません。

ただ、いつときコード番号ですか、このときには多少の個人個人に1軒1軒お送りしまして、あなたの番号はこういう番号ですというような形をさしてもらったことがございます。そのときには受け取り拒否というような形で、泉南市で若干の、13件ぐらいですか、これぐらいの件数はございました。ほかの市も同じような率ではないかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 梶本部長ね、長野県の例も引きましたけども、実際には住基ネット接続を切断した地域もあるわけですよね。だから、そういう方もいらっしゃるから、切断したから不便だとか、そんなことを一方的におっしゃるのはどうかなというふうに思います。

そら地域、地域の市長の判断でそうされてるところもあるし、それはもちろん住民さんの意見でそういう対応をされてるんやから、何もそんな一方的に不便やというふうな形でやるというふうなお答えはどうかというふうに思いますので、その点お答え願いたい。

市長、セキュリティーなどはやっぱり重視して

いくというのはもちろん大事なんですけども、切られてるところを見ますと、やっぱり個人保護の立場で、情報の立場で個人情報をいかにして守っていくかということで、これに必要やと言われる個人保護条例などがいまだに可決というか、通っていないということが根本にあるんじゃないかと思うんです。

住民の方も13件ですかね、いろいろ不安の声が寄せられてるといふ梶本さんのお話がありましたけども、やっぱりそういう点でもう一度見直すとか、実際は稼働直後はいろんな事件も起こりましたし、いろんな業者が入ってくるということでも問題も起こったように覚えてます。

そういう点で、どうでしょうか。ほんとに個人保護条例みたいなもんがきっちりできて、それまでは様子を見るというふうなお考えなのか、その点最後にお答えください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市につきましては、その判断は昨年に行き行って、接続をするということに来ております。昨年は、我々市の方は既に個人保護条例を持っておりましたから、それが一応ベースとなって保護はされてるといふふうに思いますが、全国的にはいろんな話があったときには、個人保護法がまだ成立されておらなかったという1つのことがございましたけども、今回国会の方でもそれが可決成立いたしておりますので、この点についてもその当時心配された内容といふのは、一定解消していったるのではないかといふふうに思っております。

したがって、今後ともこの2次稼働に向けてさらに準備をして、そして着実にこの住基ネットというものをむしろこれからいかに活用していくかということに重点を置いた施策を展開していきたいと考えております。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 先ほど大森議員の方から、接続を拒否してたら不便になるというような一方的な言い方はおかしいのではないかといふふうな御判断でございますけれども、そこを接続している地区としてないところといふふうになっていきますと、私先ほどお話ししましたよ

うな、もう端的なその地区の方に係る作業がふえてまいります。

今回の住基ネットにつきましても、電子自治体とか電子政府というふうな形で、将来これからどんどんインターネットを使ったような形で公的な文書がとれるとか、そんなことができることを目指しております。

ですから、その辺のところ、今後のその地区の人の利便性といふんですか、こういうものもやはり大分変わってくるのではないかなといふふうに考えております。その辺ちょっと先生と御意見合いませんけど、申しわけございません。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） 先ほどからのやりとりを聞いておりますと、何か現在4項目のみに限っていわゆる内蔵されているといひますが、管理されているということで、余り漏れても大したことはないんだといふふうな言い方で言われたんですが、将来これ20数けたの情報が入るような中身になっているといふふうに、私はせんだったの論議の記憶なんですけど、しとるんですね。

そうしますと、いろんな情報がこれからどんどん入ってくると、そのけた数の分ですね。その辺は、今4けただけでも、将来どんどんふえてきて、例えば犯罪歴とか病歴とか、国民健康保険の関係なんかも入ってくるわけですから、当然病歴なんかもそこにインプットされてくるといふふうに思うんですが、そういうことになってまいりますと、これは今は大丈夫だけど、将来そういうことでどんどん個人の漏れてはならないような情報がいわゆる内蔵されてくるということになりますと、これはちょっと梶本さんの今の答弁では、私、納得できないといふふうに思うんですよ。

それと、もう1つは、市長、ちょっとお聞きしたいんですが、個人情報保護法がこれは確かに国会を通りましたけれど、何か2件ほど重要な部分がいわゆる適用除外と、この法の適用を除外されると。その中には国の委託を受けて情報管理する情報管理センター、ここなんかも入っているといふふうに私は記憶しておるんですが、こういうこと、一番肝心な情報を管理するところが保護の適

用除外と、こういうことになりますと、これは一体どうなるんだろうかと。この法そのものにやっぱり問題が出てくるのではないかと。

法は通ってしまったから悪法も法ですけど、しかしそういうことがわかっておる法律ですから、やっぱり十分な個人情報を守れないと、こういうことに、そういうことになればなってくるのではないかと、こういうふうに思うんですが、市長は一定という言葉が使われましたよね。

これは僕は個人保護というのは、けた数がふえてくればくるほど、やっぱり漏れてはならない情報を管理されるわけですから、これは一定ではぐあい悪いと思うんですね、やっぱり完璧を期さなければ。犯罪歴とか病歴なんかは、これ知られたくないですよ。

そういうことで市長、一定ということについてはどういう意味を持っておるのか、その辺はちょっとお聞きしたい。完全にこの法で守られているんだと、十分なんだと、プライバシーは、秘匿を要するようなものは完全に守られるんだと、こういうことでないと、今の答弁が議事録にそのまま残っておりますと、ちょっとこれはぐあい悪いのではないかなというふうに思うんですが、そのこともあわせて市長の御見解を賜りたい。お二人からね。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昨年、心配されている1つに、その保護法がまだ成立しておらなかったというのが住基ネットを接続しないまちの1つの理由であったわけなんですけども、今回それが成立したと。中身については御指摘ありましたように、一部そういう形のものもあるというふうには思いますけれども、しかし住基の方は幾つかのハザードがありまして、それでセキュリティーとしては十分守られてるということでございます。

我々の方も、泉南市の保護条例あるいは取り扱い規定も含めてきちっと整備をしておりますから、それについては我々としては十分満足できているというふうには考えております。

これからについては、今4情報でございますけれども、今回の住基カードのメモリーについては、キャパとしてはいろんな情報が入るキャパシティー

ーは持ってるということです。ただ、どういうものを入れるかというのは、また今後十分慎重に検討しないといけないというふうに思っております。

国の方でも、さっき言われましたような犯罪歴とかそういうのは入れないよということは言うてるわけでございますから、我々の方ももうそんなことはとんでもない話でございますんで、そういうことではなくて、本当に市民の皆さんに役立つような情報がそこに盛り込まれておって、そのカードを使うことによって迅速、速やかに、的確に物事が処理されるという情報であれば、それはそこに組み込んでいくということも今後検討していきたいと、このように考えてます。

したがって、今の時点で考えられるセキュリティーについては、十分果たしておるというふうに考えておりますし、これからもその点については一番留意をして運用していかなければいけないと、このように考えておるところでございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 和気議員の御質問でございますけれども、今回お話しさせていただきましたのは、住基カードということで理解させていただきましたと、住基カードには先ほど言いましたような形しか現在当面は入りません。その後、先ほど市長がお話しさせていただきましたけれども、市としていろんな形で使えるような項目があったら、またこれは普及が相当進んでからですけども、考えていこうというふうなことになります。

それから、また政府が考えてるような電子自治体のような形になってまいりますと、そのカードでもって公的個人認証サービス 申請している人がそのカードでもって御本人であるということがわかるようなシステムをそのカードに入れるというふうなことにもなっております。

ただ、これらのことにつきましては、当然セキュリティーというような意味合いで、まず一番最初には、そのカードを開示するときには、利用者によるパスワード、これが入ってまいります。ですから、だれでも簡単にそこを開けるというふうな形にはなりません。

それから、いろいろその部分を使うためには、

いろんな先ほど言いましたようなセキュリティーの防波堤をたくさんつくっておりますので、その辺のところは漏えいするとか、そういうふうなもののは極力少なく、安全であるようにというふうな形でつくられてると、そういうものでございますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） ちょっとやっぱり、要するに個人の情報ですから、これは極力少なくなるようにとか、一定これは問題ないんだというふうに思うとか、こういうことでは、これは完全を期して、極力ではなくて全面的にそういうことが操作されない、これはやっぱり確信持ってこの事業を行うんだと。一定ではなくて完璧を期して、完全を期して個人の情報が守られるようにこの事業化に参画をしていきたいんだと、こういうことではなければ、やっぱりプライバシーの問題がどうしても今の答弁では軽視された発言になっているのではないかなというふうに思うんですよ。

それから、最終的には情報管理センターの方で国から委託を受けたところへ全部情報が収集されるわけですから、それがどんどんふえていくわけですから、そこで。これがいわゆる個人情報適用除外、こういうことになれば、本当にどこでプライバシーが守られるのかと、こういうふうに思わざるを得ないわけですね。

だから、それを行政の方もわかっておられるからこそ、極力とか一定とか、こういうふうな発言が出てくるのではないかなというふうに私はうがった見方をしているわけですが、本当にそれは和気さんの取り越し苦労だと、絶対大丈夫なんだと、法は完璧に守られていくんだと。

長野県や、あるいは矢祭なんかでも、国立なんかでも、いわゆる個人情報保護法案が通ったけれども、やはりまだその不安、危惧は解消されていない。特に、2点大きな適用除外になっているという点、これを指摘をした上で、引き続いてネットには参画していかないと、こういう立場に立っているわけですから、その辺はもう一度改めて御答弁をいただきたいなと、こういうふうに思うんです、お二人から。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ことし6月に行われました全国市長会の中で、片山総務大臣もお越しいただいて住基ネットの話も聞かしていただきました。その中で、国としても当然完璧を期してやってるということで、この1年間実績としてトラブルは発生していないということの報告もいただきました。現に泉南市でもそういうトラブルは発生いたしておりません。ですから、今のところは完璧ということが言えるんじゃないかというふうに思っております。

したがって、1年でほぼ定着してきたかなというふうに思っておりますけれども、今度2次稼働というのもまたありますんで、これも同様にそういうことのないように全力挙げて、そして完璧を期してやっていきたい、このように考えております。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） プライバシーの保護ということでございますけれど、これは先ほどから市長もお話ししていただいておりますように、国の方では個人情報保護関連5法案、こういうものができております。

技術的な面からいきましても、今回の住基ネットのこの情報でございますけれども、当然目的外利用、それとか行政機関の相互間での住民票コードの利用や名寄せの一切禁止、それから関係職員や委託業者への守秘義務、それからその者に対しては通常より重い罰則。

それから、それ以外に技術面の中では、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止のための各種セキュリティー、それとか万が一にでも緊急時の対応ということで、ネットワークの運営を停止するなど、そのような形をとっておるということで、住基ネット全体といたしましては、我々も完璧な形でその対応をしている、このように解釈しております。

また、本市におきましても、泉南市住民基本台帳ネットワークシステム管理運営、こういうふうな要綱を定めまして、そういうふうなときへの対応とか、そういうことが起こらないようにというふうな形で対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 国がある機関に委託をして情報管理するということになるわけですが、そういう点ではそのセンターの機能なんかについても私はいささか不安を持っております。

というのは、この1年間に、確かに総務省の関係ではいわゆる個人の情報が漏れるようなことはなかったということで、完璧であったという片山総務大臣の発言もありますけれど、他の官庁、防衛庁なんかでは重要な機密が漏れいし、業者の1つのもうけ仕事に利用されておったと、こういうふうなことが明らかになっておりますから、本当に完璧や、完璧やと、あろうことのないような、日本の防衛にかかわるような、そういう重要機密が現にこの1年間に漏れいしておったと、こういう事実はあります。

今、漏れていないというのは、逆に言えば、先ほどの梶本部長の言葉をかりればわずか4けただと。住所、氏名、男女性別、生年月日と、この4けただから情報として入手しても余り効果がない、梶本さんの言葉をおかりすればね。そういうものだから余り漏れないんじゃないかなというふうに、これも私のうがった見方ですが、そういうふうに思うんですね。

しかし、これが20数けた、本当に個人を丸裸にするような大変な情報が全部管理されてまいりますと、これはもう僕は大変なことになってくるんだろうなというふうに思うんですよ。だから、そういう将来の歯どめについても、これはひとつ大丈夫なんだ、市としてもそれに参画する限り、万が一この4けたの段階でも漏れるようなことがあれば、市としては全面的に責任をとって対応したいんだと、こういうところまで、完璧ということであれば、その辺の発言も1つは完璧の裏づけとして御答弁いただければというふうに思います。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（梶本敏秀君） お答えさせていただきます。

議員御指摘の住基ネット、先ほど私言いました4項目、これは住基ネットでの情報といえますのは、この4項目のままだと思います。これは全国的にネットワーク組んで流れていくのはそれです。

それで、今おっしゃられてるのは、恐らく住基カードを1人1人お持ちしたそのときに、カードの中のその情報以外の余白を使いまして、市町村で使う情報、それから本人を確認するような情報、そういうものを使いながらいろんなこれから行政で出てくるような書類ですね。例えば、自分が戸籍抄本が欲しかったらそれをインターネットでとる。インターネットでとるときに、自分ということがわかるようなものをその住基カードを使って証明していくとかいう形ではないのかなというふうに思っております。

私、ちょっと認識しておるのは、住基ネットの分についてはその4情報、あと具体的に言いますと、それとコード番号、その分がやってるということで、将来的にその20数項目とかいうのは、ちょっと私の方は理解しておりませんので、よろしくおしいしいと思えます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） ちょっと勉強不足で恐縮でございますが、教えていただきたいと思えます。

このカードの交付のあり方ですね。これは個人の申請、申し出によって支給をされるのか、それとも何万世帯もあるんですが、強制的にお配りするのかですね。その場合、500円という有料制度ですけれども、そういう形になるのか、この配付方法についてお聞かせをいただきたい。

これは今、梶本部長の方から和気さんの質問に御答弁があったんですが、このカードの中に対応できるのは、大体4種類程度のものだというふうにおっしゃってるんですけども、これは既にもらってる住民カード票というのがありますね。あれは何かワープロ式にした書類をいただてるんですが、私も自分の番号は何ぼかわかりませんが、そういうふうなものも今やるカードの中に住所、年齢、性別、氏名とか、それから住民番号とか、そういうようなものがセットされるわけでしょう。されるんだと思うんですけども、されるのかどうかですね。それをひとつお聞かせ願いたいと思えます。

先ほど言いましたように、これ有料か無料かというんですけども、個人が必要によって申請を

してカードをいただく場合は、いろいろ印鑑証明のあのカードなんかでもお金が要るわけですから、多分取られると思うんですけども、そこらあたりを強制的にお配りするのかどうか。

強制的でない場合は、あとの、泉南市民全体にカードがセットされた場合は、希望する人は受け取りに来るんですけど、おれはもう要らへんわいということではうったくる場合は、だれがどこで

役所だと思うんですけども、どういう管理の仕方をするのか、教えていただきたいと思います。

それから、今説明がありました、カードの大きさは大体免許証ぐらいの大きさだという御答弁をしておったんだと思うんですが、これは見本も何もないんですけども、全く免許証ぐらいの大きさを交付されるのか。

このカードは一体どこでつくってるのか。国の総務省でつくって、各地方自治体に送付するのか、あるいは大阪府は大阪府が中心になってこのカードをおつくりになってやるのかですね。どういう形にされておるのか、お聞かせをいただきたい。

とりあえず以上、それを御答弁をいただきたい。  
議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（梶本敏秀君） 1点目でございますけども、カードの交付でございますけど、これはあくまでも市民の方が必要という形で申し込まれて、それで持って作成して交付するという形になってまいります。

カードの利用の仕方でございますけれども、このカードをお持ちいただきますと、日本全国で自分の住民票をとることができるとか、それから転入転出のときにちょっと簡素化できるとかというような形が入ってまいります。

ですから、そういうメリットがございますので、メリットを利用される方については、そういうことで申し込みされてお持ちいただければ、そういう利用方法がというんですか、便利なもんができるということでございます。

それから、先ほどのカードの内容でございますけれども、先ほど言いましたように、免許証のような形のものです、その中にお名前とか、表現させていただいてるのも、今議員御指摘の泉南市で出してる市民証がございます。この市民証と同じよう

な4項目をそこへ記載させていただきます。

ですから、今回はそれと写真のついてるものとついてないものがあるんですけど、これは御希望で結構です。写真のついてるものをお使いいただけますと、当然もう市民証にかわるものであります、自分の身分を証明できる公的なものであるというふうな御利用の仕方ができるかと思えます。

それから、有料か無料かということでございますけど、今回お願いしておりますのは、これを有料で行いたいと思っております。製作費から、交付税措置もございますので、それらのことを加味しながら今回500円という形をお願いしたいというふうに思っております。

あと、市民全員に配布ということでございますけど、先ほど言いましたように、当面利用する方法としては、そういうふうなカードでございますので、これはあくまでも申請していただいた方に作成して御配付させていただく、その手数料が500円いただきますというふうなことでございます。

それから最後に、大きさということであったかと思えますけれども、具体的には大きさは縦53.92ミリ以上54.03、ですから大体54ミリぐらいですね、縦が。横が85.5ミリぐらい、今概算で言いましたが、そのぐらいの大きさのカードということでございます。その中に先ほど言ったような形のものを入れるということでございます。

それから、これらのカードをつくってるところでございますけど、これはこれからの話になるんでございますけども、いろんな会社がつくっております。ですから、そのようなある程度の、私聞いているのではいろんなつくってる会社の紹介みたいなのが今届いております。

ですから、その中でまた入札なり何なりしながら、そういうものを決めていくということになるのではないかなというふうに思っています。ちょっとその辺のところは、まだ具体的にどこどこということは決めておりません。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 500円というその料金は、これは全国大体こんな程度の金額になってる



のか、その手数料なり金額は各自治体に一任されてるのかどうか、そこらあたりわかっておればお答えいただきたいと思うんですね。

それと、つくってる会社はたくさん、いろいろあるんだと、こういうことをおっしゃってるんですけども、これは総務省の国の指定とか府の指定というようなことにしないと混乱が起きるのではないかなというような、別にお金と違いますからたくさん印刷してもお金にはならんと思うんですけども、いろいろ間違いなり誤りなりが生じてくるのではないかなというふうに思うんですけども、泉南市の場合は、どこの業者にどういう形で発注するのか。

これは個々の市町村が自由に選択をして、印刷会社なり製造会社に発注をするというふうな自由裁量権と申しますか、個々の自治体の判断でそういうことができるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、既に番号をもらってるんですが、住民カード番号ですかね。これは恐らく無料で配布をされたと思うんですけども、それはあくまでも住民番号だけであって、ほかの記載は一切ないわけですね。それはそれで有効的に使えると思います。

もう一つは、このことと直接関係がないにしても、この住基ネットの中に、例えば健康カードというようなのをそれぞれの先進都市ではつくってる市もあるわけですけども、例えばこの人はどういう病気を持ってるとか、あるいは血液型とか、せめてそういうようなものもセットされるような形にしとった方が、私はより有効的に活用できるのではないかなと思うんです。これは遠い将来のことだと思うんですが、そういうことも含めてぜひ検討したいというふうに思います。

あくまでも個人のこのカードは、選択によって必要な人だけにお渡しすると、こういうことですけども、そういう認識でよいと思いますが、複雑にならないようにひとつしていただきたいというふうに思います。

写真を持ってこられる方、あるいは写真を入れない方という表現もありましたけれども、これはそれぞれ個人個人の判断によりますけれども、

写真を入れた場合も写真を入れない場合も、この料金については関係はないのかどうか、その点ひとつお答えをいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

500円の金額でございますけど、この金額に決めた理由でございますけれども、今考えられます金額でございますけど、1枚の購入費用、これが大体1,500円程度かかります。その中で、当初特別交付税措置、これが大体1,000円ぐらいあるでしょうということが国の方からお話がありました。ですから、その差額として500円、これであればそのカードができるであろうと、こんな解釈で考えております。ですから、この周辺の市町村につきましては、すべてこの6月議会で500円という形で提案するというふうに聞いております。

それから、カードの業者でございますけれども、これは先ほどちょっと御説明不足で申しわけございませんけど、当然国の指定というんですか、国になりますか、そういうふうな情報関係なんかはちょっとわかりませんけれども、一応そこが認定したような業者という形で、何社か10社ぐらいありましたかね、そういうような形がございます。ですから、規格的にはそれで間違いございませんので、そういうところから選ぶという形になるかなというふうに思っております。

それから、あとこの住基カードにいろんな情報を入れればということでございますんですけども、今いろいろ考えてはおりますんですけど、なかなかこの辺のところの技術的な問題とか、それから普及する普及率の問題とか、こういうふうなのがございまして、これにつきましては、今後市町村の考え方として、いろんな部局とも相談しながら、活用できる部分を何か見出していけたらなというふうに考えております。

それから、住基カードの値段ですけども、写真を入れても入れなくても、これは同じ500円で製作するということになっておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 意見にかえておきますけれども、先ほども議論ありましたように、大変大切、大事な個人の情報等を集約してるカードでありますし、これを徹底的に管理をするということもやられておるようですけれども、一般的に今日までもいろいろ管理しておっても漏れる部分があると。どこからか漏れてるというようなこともありますから、ぜひ本市の場合もそうした管理あるいは運営については、最善の配慮をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） 議案第4号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から日本共産党を代表して討論を行います。

個人情報漏れるのではないかと不安の中、住民基本台帳ネットワーク 住基ネットの稼働が始まりました。稼働以来、少なくない自治体でトラブルやミスも発生しております。自治体の不安も広がっており、現在でも幾つかの自治体が住基ネットに参加しておりません。また、長野県のように住基ネットの接続の切断を検討するところも出てきております。

住基ネットはプライバシー侵害の危険性が指摘されており、今回提案されました住民基本台帳カードは、希望者に配布するなど個人情報の漏えいと不当に使用されるおそれが指摘されております。そういう点で、本条例に反対するものであります。

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。  
議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第5号 泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第5号、泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書115ページをお開き願います。健康保険法施行令の一部が改正されたことにより、被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成対象者の範囲を定める規定中において、健康保険法施行令の規定を引用している部分について改正するものであります。

改正内容につきましては、議案書117ページをお開き願います。第2条第2項第4号において引用する健康保険法施行令「第79条第5項」が、施行令の改正後、「第41条第6項」とされたことを受けて改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） もうちょっと親かな提案をしていただかないと、もう全くわかりません。例えば第79条第5項、これが41条第6項に改められただけなのか、あるいはここでうたわれている厚生労働大臣の定める疾病に該当する者と。その疾病の範囲がふえたのか減ったのか、そういうこともわかりませんし、本当にもうちょっと質問しなくてもいいような、時間もないことですし、きょうは予備日ですから、決められた日程を粛々と進めていかなければならないわけですから、もう質問しなくてもいいように、ひとつ提案の趣旨の中で明確にお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

我々も頑張ったりします。理事者もその辺今の状況をよくかんがみで提案をしていただきたいと、こういうふうに注文をつけたいと思います。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 今回の改正でございますが、健康保険法施行令の引用部分を改めさせていただいておりますが、中身については変わってございません。

念のために中身について御紹介しますと、条例第2条につきましても、医療費の助成対象者の範囲を規定しております。また、第2項では対象外の者を規定しております、条例上。そして、第4号で賦課給付制度のある社会保険の被保険者については、助成対象を行わないという規定がございます。これは1回の診療が2万円を超える分については還付されるということで、除外の対象になっております。

ただし、その中で障害者の医療の助成がないために、透析の受給者証を所持する者については、健康保険法施行令第41条第6項に改められたんですけども、条項が。それを引用してただし書きで認めるということで、透析の受給者証を所持する者については対象から外すということで、その条文を認めるということの規定を設けるための引用でございまして、それは厚生労働大臣の定める疾病に係る療養について、当該療養を受ける者が保険者の認定を受けるといふ部分について引用しております。

これは、先ほど言いましたように、透析の受給者証を所持する者についてはということでございます。だから、本市の条例におきましては、除外について規定しておりますが 第4号でですね。この所持する方については適用するということでございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 一番冒頭に条項が変わっただけと、こういうふうに言われてから非常に長い説明になったんですが、結論は腎盂炎の認定で人工透析をお受けになってる方が、どういうことになるんですかね。医療費の助成は行わないと。結局、透析認定書でもう処理をしていくんで、新たためて医療費の助成対象にはならないと、しない

と、こういうことなんですか。

いやいや、わからへんやんか。もう簡単にポイントだけ……、質問してる人間でもわからへんねんから いや、ほかの皆さんは御明瞭であられますからおわかりになっておられるだろうというふうに思うんですが、私はわからない。もうポイントだけ言うてください。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 簡潔に申し上げます。透析の受給者証を所持する方については、助成の対象としますということの規定でございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第6号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第7号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま一括上程されました議案第6号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例及び議案第7号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、議案第6号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書119ページをお開き願います。非常勤

消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成15年3月28日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係市条例に所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものであります。

次に、121ページ及び122ページを御参照願います。第5条の補償基礎額の引き下げであります。補償基礎額は国家公務員の公安職俸給表の月額を基礎として算定していることから、俸給月額が引き下げられたことに伴い、最高の「14,700円」が「14,400円」、最低額の「9,200円」が「9,000円」となっております。

また、扶養親族加算額につきましても、配偶者が引き下げられたことにより「533円」から「467円」に、配偶者以外の子等の扶養親族のうち3人目以降に係る扶養手当が引き上げられたことにより「100円」から「167円」に改正するものであります。

次に、第9条の2に規定する介護補償につきましては、地方公務員災害補償制度に準じ、他人介護のうち常時介護については「108,300円」を「106,100円」に、随時介護については「54,150円」を「53,050円」に、家族介護のうち常時介護については「58,750円」を「57,580円」に、随時介護については「29,380円」を「28,790円」に引き下げる改正を行うものであります。

次に、別表第1中の補償基礎額の表中において、最高額であります団長及び副団長が20年以上勤務した場合の補償基礎額「14,700円」を「14,400円」に、最低額であります部長、班長及び団員が10年未満の勤務である場合の補償基礎額「9,200円」を「9,000円」にそれぞれ引き下げる改正を行うものであります。

この条例の適用につきましては、引き下げに係る改正は公布の日から、引き上げに係る改正は本年4月1日から適用するものであります。

続いて、議案第7号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書123ページをお開き願います。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行

令の一部を改正する政令が平成15年3月28日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例に所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものであります。

次に、議案書125ページ及び126ページを御参照願います。非常勤消防団員の処遇改善を図るため、別表中の退職報償金の支給額表において、最高額であります消防団長が30年以上勤務した場合の支給額「925千円」を「927千円」に、最低額である消防団員が5年以上10年未満の勤務であった場合の支給額「140千円」を「142千円」に、その他の支給額につきましても一律2,000円引き上げる改正を行うものであります。

この条例の適用につきましては、平成15年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用するものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。和気議員。

19番（和気 豊君） 議案第7号の方は、退職報償金については若干上積みをするということですね。ちょっと確認したいんですが。ところが、第6号の方については、補償基礎額等について、これはむしろ圧倒的にほとんど減額になっているわけですが、基本的な問題でお聞きをしたいと思うんですが、泉南市での非常勤の消防職員の皆さんの果たしている役割ですね。非常に大きいというふうに思うんですね。

泉南市の常勤消防職員の設置率が全国基準からいってもかなり劣ると。その分を補っても余りある大変な仕事を非常勤の消防団員の皆さんがやられているということで、そういうところから、その皆さんが本当に一たん緩急事あればすぐに駆けつけると、仕事ほっぽり出して駆けつけていくという、そういう任に当たっておられるわけですね。

圧倒的にボランティアの部分が多いと、こういう皆さんのその補償ですね。いわゆる傷病補償、それから障害補償、遺族補償と、こういう関係にやっぱり減額が生じてくるというのはいかがなも

のかなというふうに思うんですが、たとえ政令がそういうふうにあっても、例えば独自に市がわずかな分ですから上積みをして、せめて従前どおりの額を補償してあげるという……。

めったにないこういう補償の制度ですから、常時その補償が行われなければならないような事態というのは起こり得ないわけですから、たまたまそういう災害で不慮の障害等に遭われたということですから、これは何としてもやらなければならない。一体これで総額でどれぐらい減額になるんでしょうか。市が独自に補てんするということがなれば、どれぐらいの額になるんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（成田政彦君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 和気議員さんの御質問にお答えします。

第7号議案でございます退職報償金につきましては、一律2,000円の値上げでございます。

次に、公務災害の件でございますけども、本市といたしまして2名の遺族年金を現在支払っております。この事故につきましては、昭和41年の交通事故で男里地区の消防団員さんが2名亡くなったということで、現在遺族年金を支払い中でございます。

その影響額ですけども、この基礎額の引き下げ等におきまして、本年度につきましては年間4万6,600円と、もう1名の方が3万4,800円の減額となっております。ただし、7月施行でございますので、4万6,600円の方につきましては3万4,950円の減、3万4,800円の減の方が7月施行に関しましては2万3,175円の減でございます。

それと、この基礎額の参考となっておりますんですけども、この法律につきましては、消防組組法第15条の7におきまして公務災害補償という条文がございます。

これにつきましては、「消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の

遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。」ということになっております。

これにつきまして本市といたしましては、消防団員等の公務災害におきましては、非常勤消防団員等公務災害基金と契約をやっております。これにつきましては毎年、年間ですけども、掛金としてそちらの基金の方に払い込んでいる状況でございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今、お示しをいただきました8万円を少し超える額と、遺族年金の受給者。これからも、こういうことがたびたび起こってはならないわけですから、厳に戒めて火災活動に、防災活動に従事されるだろうというふうに思います。たまたまこういう不慮の災害、疾病に遭われるということの場合にわずか8万、市にとってはね。

ただし、遺族年金をお受けになつて個人にとっては、年間4万円なり3万円ということになつても、これはやっぱり大きいだろうというふうに思うんですね。今、お示しをいただいた政令ですね。公務災害補償等によりと、こういう断りがあるわけですが、独自に市として、政令はそうなつてけれども、もう条例でうたい込みますと、これはもう条例違反になるわけですからそういうことはできないわけですけど、これは条例にうたわずにこれを補てんしてあげるというふうな、そういうことをすることはできないんだろうかと、その辺をお聞かせいただいたんです。政令の改正と条例との兼ね合いも含めて、お示しをいただきたいなというふうに思います。

議長（成田政彦君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 再度の質問でございますけども、公務災害等におきましては、条例で定めるほか市で独自でできないのかということでございますけども、公務災害というのは、請求をやりまして認定を受けなければならないということになっておりまして、我々地方公務員におきましても地方公務員災害補償基金の方に申請しまして、その認定を受けるということでございます。

その認定につきましては、いろいろ経験者等の意見も聞いて認定が参ります。そのときにおきまして、消防団員さん等の応急協力者の方等もごさいますけども、消防団員等公務災害補償等共済基金の方にその申請をいたしまして、その認定を受けて公務災害と認定されるという手順になっております。これらにつきましては、市独自で認定云々につきましては困難かなと思ってる所でございませう。

金額につきましては、また各市町村で聞きまして、単独で持ってる所がございましたらそれを参考といたしまして、今後の課題としまして、消防団員さんのそういう件につきまして改善していきたいなと思ってる所でございませう。

どうか御理解のほどよろしくお願ひいたします。  
議長（成田政彦君） ほかにございませうか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませうか。 討論なしと認めませう。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号から議案第7号までの以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに御異議ありませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めませう。よって議案第6号から議案第7号までの以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第8号 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させませう。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めませう。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第8号、平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

平成15年度大阪府泉南市一般会計予算に変更

を加える必要が生じたため、地方自治法218条第1項の規定により、補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めらるるものでございませう。

議案書の127ページをお開き願ひませう。補正の内容につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ6億4,753万3,000円を追加いたし、歳入歳出の総額をそれぞれ216億1,376万4,000円とするものでございませう。

それでは、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

議案書の135ページをお開き願ひませう。知的障害者福祉費の委託料3,066万円は、知的障害者に対し授産活動や種々の訓練等を行うため、無認可作業所泉南デイホームに業務委託するための経費を補正するものでございませう。

同じく知的障害者福祉費の負担金、補助及び交付金3,000万5,000円は、知的障害者通所授産施設泉南作業所に対する運営補助の経費を補正するものでございませう。

次に、136ページをお開き願ひませう。信達樽井線改良事業費の5億6,347万円は、都市交通の円滑化を図るとともに、市のシンボルロードとして魅力あるアメニティー豊かな道路空間づくりを行うための経費を計上するものでございませう。

次に、137ページをお開き願ひませう。非常備消防費の備品購入費30万円は、財団法人自治総合センターから自主防災組織育成助成を受け、泉南市婦人防火クラブが防災訓練及び大規模災害等の支援活動のための災害事業移動煮炊きがまを購入するための経費を補正するものでございませう。

次に、その下、指導費の報償費52万5,000円は、小・中学生の学習活動や学校生活の充実を図る学校を支援するため、教員養成系大学等と連携、大学生をまなびング・サポーターとして派遣、教員の指導のもとに学習活動の支援に充てるための経費を補正するものでございませう。

お手数ですが、131ページにお戻り願ひませう。第2表で債務負担の追加補正をお願いいたしてありまして、市場長慶寺砂川線の改良事業として、JR阪和線の尋春橋かけかえ工事を平成15年度から17年度前半までに行うための契約を締結す

るためのものであります。

歳入につきましては、133ページから134ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありますか。（島原正嗣君「議事進行」と呼ぶ）島原議員。

16番（島原正嗣君） この議案は、第1回定例会のときにもいろいろ問題がありまして、予算の差しかえ等いろいろございました。この問題は、泉南市の百年の大計の基礎を決める大事な案件でもあります。冒頭議長、真砂議員からいろいろ厳重な注意を受けておりましたけれども、ある意味では私は公正な議論を今回この議案については、ある程度時間はかかってもちっとした、慎重審議を尽くせるように、あなた、議長としての時間の配慮に最善を尽くしていただきたい。

やっぱり議会は言論の府でありますから、きちりした議論を通して市民の皆様にもわかりやすく、そして議会の権能というものがこんなものであるというお手本になるような議論の展開をできるように、あなたは議長でありますからお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

角谷議員。

17番（角谷英男君） それでは、補正予算について質問をさせていただきます。

中でも信達樽井線についての質問でございますが、信達樽井線につきましては、これは府との覚書で、イオンの要望によって大阪府からこの信達樽井線は条件にあるということがはっきりしておるわけでありまして、このことにつきまして私ももうかなりの時間を費やして質問をしてまいりました。残念ながらなかなか理解できない部分もありますので、改めて、これが最後になるうかと思いますが、質問をしてみたいというふうに思います。

まず、関連がありますから、あえて商業者対策をもう一度お聞きをしたいというふうに思います。中でも、確認も含めてであります、市長にお聞

きをしたいんでありますが、私が一般質問で質問いたしました。

まさに商業者は、今回のイオン問題は大変な問題である、これからの生活がかかったまさに命がけの問題であり、お願いしてることはまさに血の叫びであるという質問をさせていただきました。意見を言わしていただきました。

市長の方は、反対者に対しては、簡単に言えば何も回答することはないんだという旨のたしか回答があったのではないかなというふうに思うわけでありまして。改めてそうであったのかどうか。要は、反対者に対しては何ももう答える必要ないんだというお答えなのかどうか、改めて確認してみたいと思います。

商業者対策はそれが中心であります、それとこれから商業者対策をされるんかと思えます。商工会においても要望が出ておるわけでありまして、問題はいち早くこの問題が出てから、もう今まで半年以上たっておるわけでありまして、それまでにこの答えを出すまでに、この補正が通るまでに、要は市の方から、行政からこういう対案を持っておるんだ、これでどうだろうかというようなことをやっぱり提示してあげなければ、これはなかなかだめではないかなというふうに思えます。

それと、具体的な提案であります、以前にこういう提案もしたことあるんです。というのは、泉南市がいわば府の信用保証協会の役割をしてはどうか。要は、今現在小売商売人の皆さんも銀行から借り入れをすることは大変なんですね。国金もそうでありますし、もう大変であります。

そこで、まさに商業者のために、商業者が銀行から借り入れをする場合、そういう場合の保証を泉南市がしてあげることができないのかどうか。それも対策の1つであります。あわせて、これもお聞きしたいと思えます。

それと、続いてこの道路問題であります、この前の産建委員会で私も実は提案をさせていただきました。この審議をするまでに当然のことながら、この東洋クロスの中を知っておく必要があるんじゃないか、いわば現地視察をする必要があるんじゃないかという提案を井原委員長さんにさせていただきました。

おおむね了解いただいたと思うわけですが、今度その委員会の中で信達樽井線改良事業の最終内訳という資料を見せていただきました。これを見るうちにちょっとわからないところがありますので、だめはだめと、間違ってますよと言っただけであれば結構なんですけども、この予算額の中で東洋クロスの補償調査費3,400万、その他物件調査費500万というのがあるわけでありまして、あと設計料とか橋りょうとかいろいろなのがあるわけですね。

それと、22番に補償、補填及び賠償金と。予算内訳は補償、補填及び賠償金1億7,565万3,000円と、こうあるわけです。この違いですね、わからんのですね。要するにこの補償、補填及び賠償金の1億7,500万は、この根拠は一体何なのかなと。

それと、東洋クロスの補償調査費3,400万も、これはそのまま大阪府に丸投げで渡すのか、大阪府さん自由に調査してくださいと、そういうことを意図したことなのかな。中でもこの1億7,565万3,000円というのは、先ほど言いましたようなものの調査の結果、本来出る数字ではないんかなと。

内容は、公社先行取得分の買い戻し2名3棟と、こうあって、鉄骨構造2階建てとか、下は鉄骨構造3階建て、鉄骨鉄筋コンクリート5階建て。この地図見たら、5階建てもどこであるのかようわからないんですけどね。要は、この1億7,565万3,000円というのは根拠がようわからない。本来は調査をした結果、こういう数字は出てくるのではないかなと思います。

道路に関してもっといえば、65億という金額が先に出てるわけなんです。これは前も言いましたけども。34億という数字も先に出ておるわけです。これから調査しますと、何か逆を行ってるような気がするんですね。

本来、調査をし、結果として数字が出てくるのではないかな。それで、前にも言いましたが、改めてお聞きをしたい。頭悪いですからね、何回か聞かなわからんこともありますので、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

それと、都市計画決定をされて事業化されてお

るということは、もう何遍も聞いております。だから、これがあるわけですけども、問題はこの都市計画決定の時点にさかのぼってちょっとお聞きしたいなと思うんです。これは市長、当然かかわってこられたわけですね。

問題は、都市計画決定というのは、当事者と一定の話し合いをするのかしないのか。一方的にここをズバッと 今度の場合、この線は都市計画決定打ちますと、将来事業化しますと、道路にしますと、パーンと相手の答えに関係なくこれは打てるものかどうか。

でも、いろんな調査しますと、東洋クロスさんは全然こういうのは知らなかったんだということが1点。

それと、もう1点はこの心臓部。何もこの心臓部を通らないでもいいんじゃないかという考え方もあるわけなんです。どうもいろんな方と話したりいろんなことを見ていきますと、これ見たりすると、都市計画決定もやっぱりもうちょっと考えて打ってよかったんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、これは私の素朴な疑問でありまして、答えていただければいいんかなというふうに思います。

それと、これはオーバーパスでやって下は買い上げるわけでありまして、要は下に当然パイプ通すわけですね。詳しくようわかりませんが、向こうの方で、この地図を見れば、海に向かって右側でいろんな備蓄タンクみたいなのがいっぱいあるわけですね。この辺が本当は心臓ではないんかなというふうに思うんですけども、これを通すために下にパイプ通さなきゃいかんわけ、新しい工事をしてですね。こういう場合、泉南市はどういう対応をとるんですかね。例えば、公道を通る場合、占用許可が要るわけでありまして、それは無料なのか有料なのかね。そういうことも問題になってくるわけでありまして。

それと、これは消防にかかわる問題でありますけども、当然現行法でいきますといろんな問題が出てきます。その辺はもうチェックされてるのかわかるか。

それと、もう1点、橋ができる図が当然あると思うんですけども、オーバーパスで、どの辺にどのよ



うにおりるのか。南海電車を越えますと、すぐ道路になるわけですね。非常に急勾配でありていかなきゃいかんという、素人から見れば非常に危険を感じるわけですが、その辺の図は見たことがないんですね、我々は。そういうものができておるのであれば、当然のように我々はこれだけの予算を審議していくわけですから、まず見せていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

それと、金額面においても、これはどうも事前の合意ができておるかどうか、おるのではないかなというふうな疑問を持つてありますが、その辺についてどうなのか。たくさん言っておりますから私も言うたことを忘れるかもわかりませんが、けれども……。

それと、これは制限ありますから、あえて1回でたくさん言わしていただいておりますけども、伊丹ダイヤモンドシティ・イオン ジャスコですね、お邪魔したときに、行政の役割と買い付け業者、ディベロッパーとの役割を聞きまして、これは神田助役さんも行かれましたが、市の負担が非常に少ないんですね。だから、大店法時代の精神でやったと言われたのではないかなと思っておりますが、泉南市はそのことをもう一度意識して、例えばイオンに対しても一定の負担を求めると、大店立地法でやるが、あえて共存共栄を訴えていくんだということも言う意思があるのかどうか。

それと、最後になりますが、これ市長、要は道路がもしできなかった この質問もよくプライベートにおいてもよう聞いたりもしたんですけども、信濃線ができなかった場合、イオンはどうなんでしょうね、撤退するんでしょうかね。そういう情報は当然つかんでおられると思うんですが、どうなのか。

それと、逆な こういうことはめったにないでしょうけども、イオンが、かなり商業者、市商連は反対をされてます。一生懸命、自分らの命ですから、これは。雇用問題はそら就職できる、できないというのも大変な問題がありますが、商業者は倒産したらだれも補償してくれないんです。そういう問題ありますわね。

だから、そういうことで一生懸命に運動されて

おるわけでありますが、もしイオンが仮にみずからこれはどうしてもだめだなと撤退した場合、信濃線はどうなるんでしょうか。府がそのまま支援をするんでしょうか、いやいや、そうでなく、枠組みがありますから、もともとの考え方があるから、これは御破算ですよということになるんでしょうか。

以上、かなり質問いたしました、お答えを願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、この前、申し入れ、あるいは要望のありました件について御答弁申し上げます。

6月17日に商店会連合会の皆さんから、そして20日に泉南市商工会から要望書という形でいただいております。いずれにいたしましても、商業者対策というのはやっていかなければいけないわけでございます。

我々としても、実際現在市の施策としていろいろあります。府もありますが、それをいかに皆さんの要望に合ったような形にしていくのかということについては、やはり商業者なり、あるいは商工会の皆さんの御意見を聞いた中でやっていかなければいけないというふうに思っております。今回の商店会連合会の方は申し入れ書ということ、そして商工会の方は要望書という形でいただいております。

特に、具体的に書かれておりますのは、商工会の要望書の方が具体的に書かれておりますから、これをベースに検討していきたいというふうに考えております。ですから、この商工会の正副会長さんがお越しになられたときに、この要望書を20日に受けたわけでございますが、一応今回の議会が終わった後、この中身についてお互いに協議をしていきたいと思いますということで合意をいたしております。したがって、そういう段取りで我々の方も進めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、商業者対策というのは、これから我々としてもできる限りのことはやっていきたいと考えております。

それと、細かい点は担当の方からお答え申し上げ

げますが、信達樽井線の都市計画決定のときの状況と、こういふことでございますんで、今その当時の職員というのは余りおらないかもわかりませんので、私の方から御答弁申し上げます。

この都市計画決定については、昭和61年の3月19日に都市計画変更をいたしております。もともと12メートル、14メートルの都市計画で既に打ってありましたけども、それを20メートルに変更するというのが昭和61年の3月19日に都市計画決定をいたしております。

そのときの対応でございますが、各地区におきまして地元説明会を行っております。当然、樽井地区も行っております。それと、御指摘ありました企業については、もちろんその中の対象でもございますし、別途説明もさせていただいております。ですから、当時の会社の幹部の皆さんに当然御説明をいたしております。

それと、事業認可をとるときにも説明をさせていただいております。したがって、その上で都市計画変更をしておりますので、その点だけ御報告を申し上げておきたいというふうに思っております。

〔角谷英男君「議長、せっかく市長に答弁いただいたんですが、一個大事なことが漏れております。市長、大変申しわけないんですけど、一個大事なことが漏れてますんでね。というのは、商業者の反対には答えられないという旨の答弁あったんですけど、そのことについて質問してますんでね」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そういうことは言っておりません。ただ、このいただいた内容については、一体何をどういふふうにといい個々は余り書かれておりませんので、より具体的に書かれている商工会の内容についてこれから検討していきたいと、こういふことを申し上げたわけでございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（梶本敏秀君） 続きまして、私の方から御答弁させていただきます。

まず、2番目にございました、なぜ早くこの辺の振興策というんですか、示さないのかというふうなことでございます。

我々の立場といたしましては、その振興策を市が一方的に出すというよりも、むしろ商業者の方々のいろいろな御意見をいただきながらまとめていく、これがやはり必要ではなかったかと思っております。その間、できますれば同じようなテーブルに着いていただきまして、いろいろな議論をできたら、それがやっぱり一番よかったのではないかなという形で待ってました。

それで、実際のところは先般商工会の方々からそのような要望が出されたということでございますので、我々の方としてはそれをベースにして精力的に考えていきたい、このように思っております。

それから、3点目でしたか、泉南市が企業者の方々の保証をできないかというふうなことでございます。議員御指摘の保証とおっしゃいますのは、当然借入れをした後、返済が十分できるということを保証しろというふうなことになるかと思っております。

はっきり言いまして、泉南市ではそのような会社を判断するようなノウハウはないと思っております。ほかのところではその分、保証協会とかそういう形で対応してるのではないかというふうに思っております。それがありますので、そういう制度はちょっと難しいのではないかと。

本市におきまして、それにかわるような形の融資制度、あっせん制度、こういうようなものも持っております。ただ、いろいろ御指摘の中で、金額の枠が小さい、借る方法が難しいとか、いろいろな御指摘もございます。ですから、これについてはいろいろな形でかえて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それから、最後の方でございましたけど、今回のイオンモールに大店法並みの指導をしないのかというふうな御意見でございます。現在の大店立地法、これも議員も御承知のとおり申請は大阪府にされます。申請じゃないですね、届け出が大阪府にされます。

ですから、そのような中で、現在のところ市としてどのような形で物申すことができるのかという話になりますと、今の段階では非常に難しいのではないかと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 金田総務部次長。

総務部次長（金田俊二君） 私の方から2点お答えいたします。

まず、イオン撤退の大阪府の補償等についてでございますが、イオンモールは大阪府企業局に対しまして、20年プラス10年の30年間の定期借地を求めており、平成元年、旧イオン興産からイオンモールとして会社が発足してから全国で14カ所開業しておりますが、3年から5年で改修等を実施し、今まで撤退したところはないと聞いておるところでございます。

また、大阪府企業局においても、イオン側の都合により撤退する場合は、違約金として1年分の賃料の支払いを義務づけたりしておりますので、一定の抑止効果があるものと考えております。

また、撤退する場合は原状復帰が原則であるため、もとの更地に戻す必要もございまして、上物撤去並びに地中のインフラ撤去に10数億円がかかると見込まれておりますので、100億以上の投資を行った上にそうした費用が必要となることから、途中撤退の可能性は極めて低いものではないかと考えております。

なお、万が一にも財政状況が悪化した場合は、大阪府としても誠意を持って協議に応じるとの回答もいただいているところでございまして、よろしく御理解願いたいと思います。

それと、信濃線が予算が通らなかった場合はどうなるかということでございますが、イオンモールの話では、信達樽井線は必要でございますが、致命的なものとは考えていないとお聞きしておりますが、核テナントを予定してるジャスコは、ぜひとも必要であるということで出店の見直しの可能性もあると聞いております。そのため、イオンとジャスコの再協議にはなるんかと伺っているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 角谷議員の東洋クロスの件につきまして説明します。

東洋クロスにおきまして、この都市計画道路の部分につきましてかかる部分でございますけれども、

危険物の施設でございまして、危険物製造所、地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、それで入口のところにあります寄宿舍の一部、製造所が1棟かかるというふうなことを聞いております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 物件補償調査ということで500万の内訳でございますけれども、今回予定しておりますスーパーはやしから防潮堤道路までの間の個人物件ということでございます。

それから、補償、補填及び賠償金1億7,565万3,000円でございますけれども、平成7年と平成8年に土地開発公社が先行取得しております。その分に利子、それから公社事務費を上乗せして、泉南市が買い戻しをするというものでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 土井都市整備部参事。

都市整備部参事（土井 聡君） 私の方から、何点かお答え申し上げたいと思います。

橋がどのあたりにおりるのかという御質問ですが、東洋クロス内で橋は終わってしまいます。延長約185メートルあるんですけども、東洋クロス内で橋が終わって、その後、擁壁等でりんくうタウンの方に下って行って、りんくうタウン内の外周道路で平面交差をする予定をしております。

それから、その縦断図とかにつきましては、当然お見せすることは可能でございます。

それから、大阪側、和歌山側の方に重油のタンクがあって、そのパイプをどういうふうに持っていくのかという御質問だったかと思っておりますけども、それにつきましては、今後詳細調査をしてどういう形で持っていけば従前の機能が回復できるのかということをあわせて調査をしていく予定でございます。

それから、もう1点、金額的なものについて東洋クロスと既に合意ができてるのかという御質問だったかと思っておりますけども、大型工場といろんな話し合いをしておりますけども、金額的な話については今のところ一切まだしておりません。

それから、当然和歌山と大阪側の方に分断されますから、そのパイプについて占用という形に当然なるかと思っております。かなり量が多いかと思いま

すので、どういう形で占用するのが最も従前の機能を回復できるのかといったことについても、詳細調査の中できちっと調べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 私の方から、イオンモールに対して一定の負担を求めるべきではないかという御質問でございますが、これにつきましては、まだ本予算案を可決いただくまでは、事前の開発協議にも入れないという状況でございますので、当然開発協議に入らしていただく時点になれば、今回のイオンモール出店に伴いまして、交通処理の問題でございますとか、いろんな問題について当然その協議をしていく必要があると思っております。その中で、開発者が出店をするために起こるさまざまな部分については、我々としては当然開発者に負担を求めていくという考え方でございます。

それから、もう1点、イオンモールの御都合で仮に撤退というふうに決められた場合、泉南市として今回上げさせていただいてる予算について、大阪府の支援が求められないのではないかという御主張だと思いますが、これにつきましては、当初このお話があったときに、イオンモールの都合で撤退というようなことがあっても、我々とすれば大阪府からいただくということで協議を進めさせていただいてる支援については、当然に続けていただくと、支援をしていただくということが前提ですよということを大阪府とお話をさせていただいてます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 都市計画決定の線形の問題だと思うんですね、御質問あったのは。要するに、何とか迂回できなかったのかということだと思いますが、これは技術的にもともと14メートルで鳥取吉見泉佐野線まで都市計画決定されておりましたから、それを20に変更するという既設道路の両側拡幅という都市計画の変更であります。

したがって、それはもとの都市計画の道路をかぶって広げると、こういう1つの考え方がござい

ましたし、それと急に道路というのは曲げられませんので、最小曲線半径とか、もちろん縦断勾配もございまして、さまざまな形がございまして、都市計画道路としてふさわしい線形ということであれば、当然直線というのが一番いいわけでございます。

したがって、泉南市としては、当時今の信達樽井線ですね、もともとの。これを延長すると、真っすぐね。将来的にはいわゆる南ルートの子ザンスタジアムの信号ですね、ここへ出ていくと、こういう理念で都市計画を決めておりますから、急にその部分だけ曲げるとか、そういうことはちょっとできないというのが都市計画、道路工学上の話でございます。

議長（成田政彦君） 質疑の途中であります、3時半まで休憩します。

午後2時54分 休憩

午後3時31分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8号議案に対する質疑を続行し、角谷議員の質疑を許可いたします。角谷議員。

17番（角谷英男君） それでは、2回目の質問になるわけですが、先ほど商業者関係で質問させていただいて、私の一般質問で市長が発言されたことについて改めて確認も含めて質問させていただいたんでありますが、私の記憶では、市商連の反対に対しては、反対ということでは物を言えないと、回答もできないと、そういう趣旨の発言をされたわけがあります。

これはとりようといいますが、商業者の立場になりますと、反対してたらそれじゃだめなんか、何もしてくれないんかと、反対者は切り捨てなんかと。議会ですからすぐそういう情報も飛び散るわけでありまして、そういうことの質問やら問い合わせが実は数件入ってきました。だから、改めて私も確認をしておるわけがあります。

それは市長の立場からいえば、これはやっぱり困るなと思うんですよ。商業者も市民でありますし、納税者でもあるわけです。一生懸命まちのためにも尽くしてきたわけがあります。まして、雇用の問題からいえば、これは雇用とか以前の問題

で、倒産したら何の補償もないんです、これ。この前も5割ダウンすりゃ倒産ですよという話をしましたが、そういうことになるわけです。

そういう意味では、市長の発言は、これは商業者にとっては大変冷たい、反対者は物を言えないんかというようなふうにとれますから、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども御答弁申し上げましたように、17日付で申し入れ書、20日付で商工会からの要望書という形でいただきました。申し入れ書をいただいたときに短い時間でしたが、意見交換をさせていただいております。そのときにも商業者対策は当然やりますよということは申し上げております。

ただ、申し入れ書の中には反対というのはもちろんあるんですけども、具体的内容について特に記載がなかったということで、一方商工会の方は8点ほどに対しまして具体のことが書かれておったということで、商工会のこの要望に対するものをベースに検討させていただきますと、こういう意味のことを申し上げたわけでございます。

したがって、商業者対策をやらないとか、そういうことは一切申し上げてないわけで、当然やっていかなきゃいけないし、やっていくということでございます。ただ、具体的中身については商工会のものをベースにさせていただきますと、こういう答弁をいたしております。

議長（成田政彦君） 角谷議員。

17番（角谷英男君） いやいや、市長、今になってそう言われるわけでありますが、私はそうはとらえなかったし、皆さんもそうとらえていないんですよ。もう一度申し上げますが、反対ということでは物を言えないと、こう言い切っておるわけでありまして。それで回答もできないと。

要は、商業者の立場からいえば、これは自然の行動だと思っただけですよ。自分らの生活権、親も子供もみんなここで生活してるわけですから、商売で。それが脅かされる以上、これはどうしてもやっぱり反対ということを行いますよ。当然だと思っただけ。それを言ったら、反対ということでは物を言えない。じゃ、賛成だったら物言えるのか。賛

成と言わなきゃいけないのか。そういうニュアンスにとるわけです。

なんでしたら、議長、これ平行線たどりますけれども、議事録を起こしてもらわなあかん場合もあるわけですよ。そうなるわけですよ。市長、これね、市長を責めてるとかそんな問題ではない。商業者の立場からいえば、そういうことになってくるわけです。市民、納税者でもあるわけですから。

だから、その辺はさっき市長答弁はされてますけれども、非常にオブラートに包んだ、私の一般質問で答えたのとは全然ニュアンスが違う答弁になってるんですよ。なんでしたら、そんなこと言ってないと言うのであれば、これは議事録を起こしてもらわな仕方がないということになると思うんです。

やっぱりこれは、しかし商業者の立場からいえば、非常に重要な問題になってくるんですよ。何度も申し上げますが、これはもう反対したんではだめなんやと。これは民主主義成り立たないんですな。だから、これは一定ははっきりお互いにしてやらんと、商業者もなかなか納得しないんじゃないかなというふうに思いますが、議長、いかがですか。場合によっては、市長が、いやいや、わしはそんなこと言ってないと、私はそういうふうに言ったと。

これは議事録ではありませんからあれですけども、これはやっぱり確認の意味で、私間違ってるかもわからないし、市長が正しいかもわからない。そういう意味では確認をする必要がある。それは市民のために確認をする必要があるということなんです。

議長ね、私これ何回目かな、2回目、3回目。

議長（成田政彦君） 3回目。

17番（角谷英男君） 3回目……。3回目で終わります、座ったらそれまでと言われる可能性があるわけですよ。私も昨年そう言ったわけですから、まあ無理も言えません。ただ、非常に重要な問題なんですよ、これ。まさに泉南の将来を占う重要な案件なんですよ、これ。そうですね。だから慎重になるわけですよ。市民を二分してるわけですよ、これね。

二分というよりも、消費者の皆さんのいろんな

意見ありますけどね。だけど、この弱者をやっばり我々救わなきゃいかんではないか。そら光を当てなあかんという思いがありますし、そういう意味では市長の答弁は、市のリーダーですから、ましていつも開かれた市政と言われてるわけですから、そういう意味では確認をしたいということは何度も言ってるわけです。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 議長に判断を求められているというふうに思います。それで、私も市商連の皆さんの6月17日付の要望を読まさせていただきました。本当に生存権にかかわる問題ということで、この問題については大変危惧を抱いておられます。当然、あのような文書になるのは当たり前だと、こういうふうに思うんですね。

そういう点では、市長が反対という意思表示をされている市商連の皆さんに対して物が言えないと。これではどこに依拠して今後営業を考えていったらいいのかわからないというふうに思うんですよ。そういう点ではこれは非常にポイントになるやりとりでありますので、ひとつ議事録を起こしていただいて、今後の対応を御論議いただきたい、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 角谷議員にお伺いしますけど、どの質問に対して市長がどういう、ちょっときちっと根拠を示してほしい。

17番（角谷英男君） 根拠示してますよ。私の一般質問に対して、商業者対策で市商連から申し入れ書が出ておるが、そのことに対してどうかという関連の質問なんです。

議長（成田政彦君） 市長に再度答弁求めます。

市長（向井通彦君） 先程来御答弁いたしておりますように、17日付で申し入れ書をいただいております。それから、20日付で要望書をいただいております。17日については反対という申し入れでございまして、具体の商業者対策についての要望というよりは反対という申し入れでございました。

一方、20日の商工会の分は要望書ということで、8点について要望いただいておりますので、具体的に書かれております商工会の要望をベースに

検討をさせていただくと、こういう答弁をいたしております。

17番（角谷英男君） 議長ね、これカウントしてもらったら困るんですけども、議長からの問いですからそれに答えたんです。何度も申し上げますが、そんなことを聞いているのではない。私とのやりとりの中で、先ほど申し上げましたような市長の答弁があったということ。これは言葉をきつく言えば、商業者の立場を著しく、弱者を著しくいじめてるとは言いませんけども、強い態度だと。

やっぱり世の中、反対もあるんですよ。そのことを言っておるわけで、市長はそのことに対して、私申しわけないが、ちゃんと答えてるとは思っていないんです、今ね。今、議事進行ありましたからどうなんですか。

〔和気 豊君「議長」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 私は議事進行を求めたんで、議長に対して質問者は、市長とのやりとりが平行線だと、そういうことで議事録を起こして、その辺非常に重要な問題ですから、今後商業者の営業にかかわる問題ですから、ひとつ判断を求めたいということですから、議長判断なんですよ、一に、あと。

議長（成田政彦君） 私は角谷議員、再度市長に答弁を求め、それを参考にして判断したいと思って市長を指名しました。そういうことです。

それで、議事録を起こせということなんで、暫時休憩します。

午後3時42分 休憩

午後4時47分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時48分 休憩

午後7時18分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の角谷議員の質疑における速記録の掘り起こし部分については、皆様方のお手元に御配付

申し上げております。つきましては、この件に関し角谷議員の質疑を許可いたします。角谷議員。17番(角谷英男君) 大変時間がかかってしまいました。議事録をいただきました。読みました。要は、私が言いたいことは、市長の答弁の中に2つに分けて言うておられるわけなんです。それは市商連の皆さんが要は反対の申し入れがあったことは事実やと、これは言われておるわけです。一方、また20日には商工会からの要望もあった、これも言われた。商工会の要望は具体的に書かれていますと。市商連の皆さんは何も書いていない、答えようがないと、簡単に言えばね。

ここに、反対というだけでは中身が全然とらえられないわけですから、それはその意思としてはわかるがということではありますが、私が言いたかったのは、商売人の市商連の皆さんは、毎日小さい商売をして、まさにちゃんちゃん商売をしながらやってると、あすはわからないんだと、それにしても市長さん、もっと我々の立場をわかってくださいよという思いがあると思うんです。

そういう意味では、やっぱりもう少し温かい配慮、そういう人たち、商売人がこれはもう間違いなく犠牲になるわけですから、実際に伊丹へ行っても、あのダイヤモンドシティでもNTTの携帯電話の会社の店が1軒あるだけなんで、全然入れてないんです。影響は間違いなく2割、3割と出てるわけなんです。これは倉敷でもそうなんです。

そういう意味では、もっと温かい配慮、言葉、思い、痛みを分かち合うという意味では、そういう表現があってもいいんじゃないかなという思いで私は指摘をさせていただいたわけがあります。

それと、これ議長、3回目で私終わりなんです。そうですね。4回 1回は違うでしょうが。まあそれはよろしいけども。

それと、ついだというでも、かなりたくさん質問をさせていただきましたが、その中でも余り長くしますと皆さんお疲れですから、そら考慮せんかかなというふうには思いますけども、問題は、イオンが万が一撤退というときは建物がないんだと、更地になるんだと。そうならば当然税収にも影響するわけなんです。

ですから、前にも言いました、そのときの担保のために担保をとっておく必要がある。そら大阪府とイオンは2億7,000万の保証金をとると、大阪府がね。それはそれでいいでしょうけども、我々泉南市域にできて与える影響が大きい以上、そして共存共栄を言う以上、何か私は市長、これは担保をとる必要があるんじゃないかなと。

例えば、撤退するときは、オーバーに言えば34億円泉南市が借金するわけですから、それは申しわけございませんでしたと置いて帰るとか、これはいろんな方法があると思います。そういういわゆるセーフティーネットみたいなものをやっぱりやっておく必要があるんじゃないかなと私は思うんですよ。

時間も時間ですからこれ以上はやりませんが、そういう意味では最後の質問になると思いますが、あわせてお答えを願いたいと、そのように思います。

議長(成田政彦君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 商業者対策は、我々はできる限りのことはやりますということをおっしゃいます。

それと、イオンのその30年の担保ですが、これは企業局と借地の契約をするわけですね。それはあくまでも契約という形で、20年プラス10年ということがうたわれておりますので、それは1つの担保だろうと。今の時点ではそれ以外にないと思います。ですから、イオンはイオンとしてこれから我々と開発の面も含めて話し合いをしていくわけですから、我々もその辺は確認をしないといけないというふうには思っております。

当然、30年という向こうの意思ですから、それはいかなることがあってもというのはちょっと語弊かもわかりませんが、要するに30年はやるんだという強い意思でここで御商売されると、こういうことですね。それは確認をしたいというふうには思います。

細部の開発に伴ういろんな条件整備についてはこれからの話でございますから、それらを踏まえて対応していきたいというふうには考えておりますので、御理解をいただきたいというふうには思っております。

おります。

議長（成田政彦君） 以上で角谷議員の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程されております議案第8号以降については、議了いたしておりません。なお、本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合によりこの際会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よってこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は6月30日までの8日間と議決されておりますが、議事の都合により会期を7月10日までの10日間延長したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって会期は、7月10日までの10日間延長することに決しました。

さらにお諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る7月9日午前10時から本会議を継続開議したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る7月9日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後7時25分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 成田政彦

大阪府泉南市議会議員 大森和夫

大阪府泉南市議会議員 前田千代子